

# 菊陽町農業委員会議事録

令和7年1月10日（金）開催

菊陽町農業委員会

## 令和6年度第10回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和7年1月10日（金）午後1時30分から午後2時30分

開催場所 菊陽町役場 防災センター2階 災害対策本部室1

### 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議 事

(1) 議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(3) 議案第3号	事業計画変更について
(4) 議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
(5) 議案第5号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に係る意見決定について
(6) 議案第6号	中間管理事業の推進に係る法律第18条第1項に係る意見決定について
(7) 報告第1号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(8) 報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

### 2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

1番 上村 貴彦	2番 矢野 圭介	3番 吉岡 武彦
4番 相馬 和幸	5番 尾方 孝司	6番 古田 圭輔
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員（1人）

7番 山田 裕子

### 3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（6人）

1番 鍋島 信男	3番 梅原 真一	6番 秋吉 祐治
7番 中村 正徳	8番 鳥栖 裕二	9番 高田 和幸

(2) 欠席委員（3人）

2番 緒方 賢悟	4番 西本 穂積	5番 鎌田 博昭
----------	----------	----------

### 4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

事務局職員 塩貝 執

令和6年度第10回菊陽町農業委員会会議録  
議事の経過

—————○—————

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしていただきますようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中6名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会長

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになります。

それでは、会長よろしくお願いします。

◎議長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。

議事録署名人に1番 上村委員、3番 吉岡委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主査を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

## ■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止し、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：原水字北受2042番

地目：田

面積：2, 477m<sup>2</sup>

申請理由については、贈与による所有権移転であります。

この議案につきましては、令和6年12月26日（木）に現地調査を実施しています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は譲渡人の■で兼業農業者になる予定です。本農地はこれまで兼業農業者である譲渡人が管理をされておりましたが、譲受人が就職に伴い兼業農業者となるとのことで、■に農地を譲渡して農地の管理をする計画です。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、水稻を作付けする予定で、取得後年間100日程度の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆9番推進委員 議案第1号の番号1について9番推進委員が報告します。  
申請者は■■■在住で現在は■■ですが、■■での就職を予定しており、今後は兼業農業者として農業に携わっていく計画です。譲渡人は■■■■■に勤務しており、地元でもこれまで水稻作付、管理をされていたことを確認しており、今回の農地の贈与後も変わらず管理に参加することであるため農地の管理にはなんら問題はないものと考えております。農業用機械も十分に所有されておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求める  
ありませんか？

◆3番推進委員 生前贈与か。

■事務局 そのとおりです。

◎議長 他にありませんか？  
無いようですので、採決を行います。

議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める。

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって議案第1号番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第1号番号2を議題とします。事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局 議案書の2ページをご覧ください。  
議案第1号 番号2を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。  
申請地：久保田字上原3135番 外6筆  
地目：田・畠  
面積：計17, 319m<sup>2</sup>

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましても、令和6年12月26日（木）に現地調査を実施し

ています。

詳細につきましては、前方スクリーンをご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容を農地法第3条の検討事項に基づいて検討した結果を説明します。

全部効率要件については、譲受人は兼業農業者で不動産事業を営む傍らで農業を営んでいます。今回は譲渡人が農地を売却したいとの意向から購入可能な方を探した結果、譲受人との協議がまとまったとのことです。農地の適切な管理に必要な農業用機械の確保もされ、出荷記録等の確認もできていることから、農地の権利取得後も効率的な利用ができるものと見込まれます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、人参を作付けする予定で、取得後年間150日以上の農業従事が見込まれます。

次に当該農地の異動が町の地域計画と合致しているかについてですが、本日現在で町の地域計画は未策定であり、合致如何による不許可処分に当たらないものと解されます。

最後に地域との調和要件ですが、権利取得後は農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

なお、御船町にも遊休農地がないことを確認しております。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断しますが、本日は、譲受人が■■■■■■在住とのことで、農地の管理についての計画を説明するためにこちらにこられておりますので、後ほどお呼びしたいと思います。

進行は議長にお返しします。

◎議長 ここで、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第1号の番号2について7番推進委員が報告します。

後ほど譲受人からも説明がありますので、私の方からは現地調査時に感じた事項を中心にご報告します。農業用機械の確認のため、機械置場を訪問したところ、一通りの農業用機械は確認できましたが、人参の作付を行うには機械の能力がとぼしいと感じたところです。加えて、遠方からの農地管理ということで、農業用機械置場の整備等も含め慎重な審議方をお願いします。

◎議長 ありがとうございました。

現時点での、委員の意見及び質疑を求めます。

◆ 8番委員　　自作されるのか。

■事務局　　自作されるとのことです。

◆ 9番委員　　3町も管理できるのか心配である。

◎議長　　他にありませんか？  
無いようですので、ここで譲受人に入室を求めるといつも思いますが、よろしいでしょうか？

--了承--

--譲受人　入室--

◎議長　　本日は定例会にご出席いただきありがとうございます。  
それでは譲受人様、今回農地を購入することに至った経緯や、今後の営農計画等の説明をお願いします。

--譲受人　説明--

ありがとうございました。

ただ今の説明について、委員の皆様方の質疑を求める。

◆ 9番委員　　人参を作付けされるとのことだが、まだ播種機等をお持ちではないようだが。

譲受人　　御船町でも同じく指導されるため荒らすことなく管理している。こちらについても責任をもって耕作していくところ。

◆ 3番委員　　何を作られているのか。

譲受人　　葉野菜のみ。吉無田で人参を作っていたがイノシシ被害でやめた。

◆ 6番委員　　機械を購入されるなどして、取り戻すにはかなりの期間がかかると思うが。

譲受人　　とにかくやっていくしかないと思っている。

◆ 1番委員　　1町7反人参を作られるとして出荷先は？

譲受人　　市場（青田）で考えている。

◆ 4番委員　　青田で売るにしても機械は必要だと思う。

◎議長

他にありませんか？

無いようですので、譲受人様におかれましては、ご多用の中ご対応いただきありがとうございました。ご退席の程よろしくお願ひします。

--譲受人退席--

ここで再度委員の意見及び質疑を求めます・

無いようですので、意見をまとめます。

今回の説明では営農計画が不十分であったため、申請書の補正を求め次の委員会で改めて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(賛同の声)

よって議案第1号番号2は、保留とします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第2号番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字村西 386番1

地 目：畑

転用面積：2, 443 m<sup>2</sup>

転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を12月26日（木）に実施しております。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は周囲500m以内に公共施設が2か所以上あり、上水管と下水管の便益を享受可能な土地で第三種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第三種農地であり、原則転用は可能です。よって、この案件について「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

◎議長 議案説明が終わりました。  
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆7番推進委員 議案第2号の番号1について7番推進委員が説明します。  
申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、住宅建設業を営んでいます。周辺の宅地需要の増加に合わせて、注文住宅用地として整備する計画です。最終的には申請者の責任で全区画に住居を建設する予定であり、東側に残る農地は、農地所有者の自宅からアクセス可能となっておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。  
委員の質問並びに意見を求める  
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。  
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。  
よって、議案第2号の番号1は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第2号番号2を議題とします。  
事務局の議案朗読ならびに説明をお願いします。

■事務局 議案書3ページの議案第2号番号2について説明します。

転用者は議案書のとおりです。  
申請地：辛川字上屋敷 1221番1、1222番3  
地目：畠  
転用面積：2, 954 m<sup>2</sup>  
転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を12月26日（木）に実施しております。  
詳細につきましては、モニターをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地で

す。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しすると考えられます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。

今回の審議では、同地域に類似の農地転用申請があつてありますので、地元委員からの補足説明及び意見は、もう1件の農地転用申請の説明後にお願いしたいと思います。

議案第2号番号3について引き続き事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第2号番号3について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：辛川字上屋敷 1222番2

地 目：畠

転用面積：2, 199m<sup>2</sup>

転用目的は、建築条件付き売買予定地の整備です。

この議案につきましても、現地調査を12月26日（木）に実施しております。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

立地基準について農地区分は10ha以上の広がりがある農地で第一種農地です。

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適当となる項目はありませんでした。

当該農地は第一種農地であり、原則転用は不可ですが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しすると考えられます。よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読及び説明を終わります。

議案第2号番号2及び番号3の説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆1番委員

議案第2号の番号2及び番号3について1番委員が説明します。

申請者は熊本市に本拠地を置く法人で、住宅建設業を営んでいます。周辺の宅地需要の増加に合わせて、注文住宅用地として整備する計画です。最終的には申請者の責任で全区画に住居を建設する予定であり、周辺に残る農地は道路を挟んでいるため、周辺農業への影響も軽微であると思いますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求める

何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2及び番号3の案件について、賛成される委員の方の挙手を求める

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2及び番号3は「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に議案第3号「事業計画変更について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書4ページの議案第3号番号1について説明します。

本議案は既に農地転用許可が降りている事案について、内容の変更を申請されており、そちらについての適切性を審査するものです。

この議案につきましても、現地調査を12月26日に実施しています。

詳細につきましては、モニターをご覧ください。

本農地は現在、■■■■■■■が■■■■の工事作業に入る作業員の専用駐車場兼資材置場として一時転用許可を受けているのですが、■■■■でも同じく作業を請け負うこととなったため、完了年月日を変更が必要となり、

計画の変更を申請されています。

本申請により、完了予定日が1年8月延長され、令和8年7月31日の完了予定となり、令和5年8月2日に転用許可が下りているため、通算3年の一時転用として、これ以上の延長申請は原則不可となります。

また、事業計画変更申請が遅れたことについて始末書の提出があつておりますので、読み上げを行います。

--始末書--

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長 議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査された委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員 議案第3号の番号1について4番委員が説明します。

本申請地は既に農地転用許可をうけていますが、先ほど事務局から説明があつたとおり、工事期間の延長により計画変更を行うものです。これまで用途外での使用もなく、計画変更後も同様の砂利敷きでの使用となることを確認しておりますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議長 議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求める

何かありませんか？

◆9番委員 始末書ではなく、申請人からの説明は。

■事務局 添付書類としては始末書で良いところです。

◎議長 ほかにないようですので、採決を行います。

議案第3号の番号1の案件について、賛成される委員の方の举手を求めます。

(賛成多数) 賛成多数です。

よって、議案第3号の番号1は「異議なし」として意見決定とします。

ただし、次の委員会にて申請人からの説明を求めたいと思いますがよろしいでしょうか。

(賛同の声)

次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項は、令和5年4月1日から適用された改正法で、令和7年3月31日まで、従来の基盤強化法第18条の規定を用い農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みがあります。

菊陽町長より令和6年12月27日付で、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP5からP9をご覧ください。

利用権設定が8件、所有権移転が2件です。

また、追加議案として所有権移転が1件されています。

計画要請の内容は、町内外の認定農業者またはそれに準じる者、認定新規就農者、利用権の再設定による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

— 同意の声 —

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和6年12月27日付で、農用地利用集積等促進計画について意見決定を求められています。

議案書のP10からP13をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は6件です。  
以上で説明を終わります。

◎議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

一 同意の声一

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第5号の農用地利用集積等促進計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

（全員挙手）全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第1号について、議案書のP14をお願いします。「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

一 特に発言無し一

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。

■事務局 報告第2号について、議案書のP15をお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は2件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。  
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。  
以上です。

◎議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？

— 特に発言無し —

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時30分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和7年1月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人